

告示

埼玉県告示第千三百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

嵐山ショッピングセンター

埼玉県比企郡嵐山町むさし台三―二十七―一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二一五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七八台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 二五立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十年八月十三日

ニ 届出年月日

平成二十九年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年四月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年四月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課